

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休みのときは翌日)

◇告 示 目 次

- 昭和四十二年鳥取県家計調査
- 漁業災害補償法施行令第十二条第二項による区域の指定
- 土地改良区の役員の就退任
- 土地の用途廃止

告 示

鳥取県告示第四百一号

鳥取県統計調査条例（昭和二十五年三月鳥取県条例第七号）に基づき、昭和四十二年鳥取県家計調査を次の要綱により行なうので、同条例第二条の規定により告示する。

昭和四十二年六月九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

昭和四十二年鳥取県家計調査要綱

一 調査の目的

この調査は、昭和四十二年の本県における農家、林家及び漁家以外の世帯の家計収支の実態をとらえ、県民所得推計の基礎資料を得ることを目的とする。

二 調査の範囲

この調査は、本県における農家、林家及び漁家以外の世帯のうち、別に定める抽出方法によつて選定した市町村の二百十六世帯について行なう。

三 調査事項

この調査は、次の事項について行なう。

- 1 勤労者世帯については、家計上の収支に関する事項
- 2 勤労者以外の世帯については、家計上の支出に関する事項
- 3 世帯員及び住居に関する事項

四 調査の期間

昭和四十二年九月一日から十月三十一日までの二箇月間とする。

五 調査の方法

この調査は、知事が市町村長に委託して行なうものとし、三の調査事項中1及び2は被調査世帯が所定の家計簿に記入する方法で、3は調査員が被調査世帯に対して質問し、その結果を世帯票又は準調査世帯票に記入する方法で行なう。

六 調査に係る書類の提出期限及び提出先

次に定めるところにより、市町村長を経由して知事に提出すること。

1 家計簿 調査した月の翌月の十五日まで

2 世帯票 二部のうち二部は十月十五日まで、一部（調査員用）は調査終了後の所定の日まで

3 準調査世帯票 十月十五日まで

七 結果の公表

この調査の結果は、鳥取県発行の「統計月報」により公表する。

鳥取県告示第四百二号

漁業災害補償法施行令(昭和三十九年政令第二百九十三号)第十二条第二項の規定に基づき、区域を次のように定めたので、同条第四項において準用する同令第八条第三項の規定により告示する。

昭和四十二年六月九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

しいらつけ漁業

加入区の名称

区 域

- しいらつけ東部加入区 岩美郡、鳥取市及び気高郡の区域
- しいらつけ西部加入区 東伯郡及び西伯郡の区域

浮敷網漁業

加入区の名称

区 域

- 浮式網加入区 鳥取県一円の区域

鳥取県告示第四百三号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十五項の規定に基づき、次のおり土地改良区から役員が退任し、又は就任した旨の届出があつたので、同法同条第十六項の規定により告示する。

昭和四十二年六月九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

西郷土地改良区

退任した役員の氏名及び住所

| | | |
|---------|-------|--------|
| 理 事 | 山 口 博 | 倉吉市上余戸 |
| 增 井 英 夫 | " | 山 根 |

任期満了により退任

就任した役員の氏名及び住所

| | | | | | | | | | | | | | | | | |
|-----|-----------|---------|-------|---------|---------|---------|-------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|-------|---------|
| 監 事 | 村 上 政 太 郎 | 福 田 隼 男 | 山 口 清 | 福 井 信 義 | 河 村 忠 雄 | 前 田 行 美 | 河 田 正 | 瀧 島 忠 蔵 | 福 井 永 康 | 前 野 甚 市 | 河 島 延 勇 | 砂 原 常 蔵 | 岡 本 正 義 | 福 井 德 助 | 福 井 堯 | 宮 本 好 勝 |
| | 伊 木 | 山 根 | 上 余 戸 | 上 井 | 伊 木 | 山 根 | 伊 木 | 山 根 | 八 屋 | 伊 木 | 上 井 | 山 根 | 下 余 戸 | 伊 木 | 下 余 戸 | |

| | | | | | |
|-----|-------------|-------|---------|---------|---------|
| 理 事 | 沢 輝 政 | 山 口 博 | 福 井 岩 男 | 前 野 甚 市 | 宮 本 好 勝 |
| | 倉吉市上余戸一九四番地 | 二八二" | 八屋三一 | 三四 | 下余戸三三 |

| | | | | | | | | | | | | | | |
|-------|-------|-------|-------|------|------|----------|---------|-------|-------|-------|--------|--------|-------|----|
| 福井 徳助 | 岡本 正義 | 砂原 常蔵 | 増井 英夫 | 福井 堯 | 河田 正 | 福井 信義 | 涌島 忠蔵 | 高見 忠義 | 河嶋 延勇 | 河村 忠雄 | 山口 清 | 村上 政太郎 | 福田 隼男 | 監事 |
| 三三 | 山根三九七 | 上井三八六 | 山根三二三 | 伊木八五 | 一三八 | 上井三四八番二地 | 山根六五二番地 | 六六九 | 伊木一四二 | 一三四 | 上余戸二六七 | 伊木一四一 | 山根二五七 | |

昭和四十二年三月三十日通常総会において総選挙の結果当選し四月十一日就任 任期二年

鳥取県告示第四百四号

建設省所管国有財産の次の土地は、昭和四十二年六月九日から用途廃止した。

昭和四十二年六月九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

| | | | |
|---------------------|-----|--------------------------------|-----|
| 鳥取市西品治字田島前ノ一八二二番三地先 | 場 所 | 面 積 | 用 途 |
| | | 九四・七〇 <small>平方メートル</small> | 道路敷 |